

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 5 号

令和 7 年（2025 年） 7 月 2 日（水）（第 5 日）

吹田市議会会議録 5 号

令和 7 年 5 月定例会

○ 議 事 日 程

令和 7 年 7 月 2 日 午前 10 時開議

- 1 議案第 49 号 退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第 50 号 吹田市職員の育児休業等に関する条例及び吹田市水道事業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第 52 号 吹田市・箕面市デジタル無線更新業務委託契約の締結について
- 4 議案第 63 号 吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について
- 5 議案第 68 号 訴えの提起について
- 6 議案第 69 号 令和 7 年度吹田市一般会計補正予算（第 1 号）
- 7 議案第 70 号 令和 7 年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 8 { 議案第 51 号 吹田市中消防庁舎解体撤去工事請負契約の締結について
議案第 59 号 吹田市吹一地区公民館及び吹田市吹一地区高齢者いこいの間建設工事（建築工事）請負契約の締結について
議案第 64 号 吹田市資源循環エネルギーセンター 1 号灰溶融炉整備用耐火物部品購入契約の締結について
議案第 67 号 小・中学校用 G I G A 端末 i P a d 購入契約の締結について
- 9 議案第 73 号 吹田市固定資産評価員の選任について
- 10 市会議案第 11 号 マイナ保険証への原則一本化を見直し、従来の健康保険証の存続等を求める意見書
- 11 市会議案第 12 号 物価高騰の緊急対策として消費税の税率の引下げを求める意見書
- 12 市会議案第 13 号 国による学校給食無償化に際し、給食の質や量を確保するための十分な予算措置等を求める意見書
- 13 市会議案第 14 号 万博記念公園駅前周辺地区活性化事業の一体的な計画に基づく環境影響評価の実施等を求める意見書

○ 付 議 事 件

議事日程のとおり

○ 出席議員 34 名

1 番 益 田 洋 平
3 番 五十川 有 香
5 番 久 保 直 子
8 番 後 藤 恭 平
10 番 玉 井 美 樹 子
12 番 村 口 久 美 子
14 番 川 田 尚
17 番 浜 川 剛
19 番 野 田 泰 弘
21 番 塩 見 み ゆ き
23 番 清 水 亮 佑
25 番 林 恭 広
27 番 白 石 透
29 番 矢 野 伸 一 郎
31 番 橋 本 潤
33 番 高 村 将 敏
35 番 泉 井 智 弘

2 番 梶 川 文 代
4 番 西 岡 友 和
7 番 石 川 勝
9 番 中 西 勇 太
11 番 山 根 建 人
13 番 後 藤 久 美 子
15 番 江 口 礼 四 郎
18 番 井 上 真 佐 美
20 番 竹 村 博 之
22 番 柿 原 真 生
24 番 今 西 洋 治
26 番 澤 田 直 己
28 番 有 澤 由 真
30 番 小 北 一 美
32 番 乾 詮
34 番 井 口 直 美
36 番 藤 木 栄 亮

○ 欠席議員 0 名

○ 出席説明員

市 長	後 藤 圭 二	副 市 長	春 藤 尚 久
副 市 長	辰 谷 義 明	危 機 管 理 監	岡 田 貴 樹
総 務 部 長	山 下 栄 治	行 政 経 営 部 長	今 峰 み ち の
税 務 部 長	中 村 大 介	市 民 部 長	大 山 達 也
都 市 魅 力 部 長	脇 寺 一 郎	児 童 部 長	道 場 久 明
福 祉 部 長	梅 森 徳 晃	健 康 医 療 部 長	岡 松 道 哉
保 健 所 長	松 林 恵 介	環 境 部 長	道 澤 宏 行
都 市 計 画 部 長	清 水 康 司	土 木 部 長	真 壁 賢 治
下 水 道 部 長	愛 甲 栄 作	会 計 管 理 者	伊 藤 さ お り
消 防 長	山 田 武 史	水 道 事 業 管 理 者 職 務 代 理 者 水 道 部 長	原 田 有 紀
理事（子育て支援センター担当）	北 澤 直 子	理事（公共施設整備担当）	伊 藤 登
理事（地域整備担当）	梶 崎 浩 明	教 育 長	大 江 慶 博
学 校 教 育 部 長	井 田 一 雄	教 育 監	植 田 聡
地 域 教 育 部 長	二 宮 清 之		

○ 出席事務局職員

局 長	岡 本 太 郎	参 事	守 田 祐 介
参 事	東 貴 一	主 幹	森 岡 伸 夫
主 幹	辻 本 征 志	主 査	吉 原 大 喜
主 査	水 落 康 介		

○
(午前10時 開議)

○矢野伸一郎議長 ただいまから5月定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

ただいまの出席議員は34名でありまして、病気その他の理由による欠席届出者はありません。

本日の議事日程はお手元に配付いたしてありますので、それにより御承知願います。

これより議事に入ります。

○矢野伸一郎議長 日程1 議案第49号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託し、御審査願っていただきましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。18番 井上議員。

(18番井上議員登壇)

○18番 井上真佐美議員 過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託されました議案第49号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の改正内容に準じ、退隠料及び遺族扶助料の最低保障額等を増額しようとするものであります。

本案に対する質問、意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第49号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

意見なしと認め、討論を終わり、議案第49号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。

委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程2 議案第50号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託し、御審査願っていただきましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。18番 井上議員。

(18番井上議員登壇)

○18番 井上真佐美議員 過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託されました議案第50号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充を行おうとするものであります。

委員からは

- 1 会計年度任用職員における部分休業の取得状況
 - 2 部分休業を取得しやすい環境をさらに整備する必要性
 - 3 育児休業の対象者数や取得者数の推移
- などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第50号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

意見なしと認め、討論を終わり、議案第50号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。

委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案どおり可決されました。



○矢野伸一郎議長 次に、日程3 議案第52号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託し、御審査願っておいしましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託されました議案第52号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、吹田市・箕面市デジタル無線更新業務について、協和テクノロディズ株式会社と委託金額8億9,269万7,443円で委託契約を締結しようとするものであります。

委員からは

- 1 箕面市と合同で委託する業務について、契約の会計事務を本市が一括して行う理由
- 2 契約方法を随意契約とすることの妥当性
- 3 現行の消防救急デジタル無線機を更新時期を超えて使用し続けることができる可能性の有無
- 4 各市における無線機の仕様が異なる中で応援出動時の通信などに生じる影響

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第52号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第52号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。

委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第52号は可決されました。



○矢野伸一郎議長 次に、日程4 議案第63号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託し、御審査願っておいしましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託されました議案第63号について審査をしました。その経過並びに結果を報告をします。

本案は、吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約について、吹田市立山田第五小学校が令和7年3月31日をもって廃止されたことに伴い、履行場所の小学校数を変更するとともに、当該施設分の設計施工等及び維持管理のサービス対価を減額するなど、契約金額の変更をしようとするものであります。

委員からは、旧山田第五小学校の屋内運動場について

- 1 近い将来空調設備の整備が必要となることが十分予測できる中で、契約を変更することの是非
- 2 地域住民や利用者の意向を踏まえ、空調設備整備に係る予算措置を早期に講じる必要性
- 3 空調設備の整備に必要な長期的活用に対する市の認識
- 4 現在に至るまでの活用方針が決定していない理由
- 5 試行実施している部活動使用の継続を決定するための判断材料
- 6 部活動使用に当たり、教育施設として環境整備

に配慮することの重要性

7 児童・生徒数推計に基づく将来的な部活動使用の需要見込み

8 行政課題の解消も見据え、より広い視野で活用方針を検討する可能性

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第63号を承認しました。

なお、委員会の総意として、旧山田第五小学校屋内運動場については、審査の中で長期的な視点に立った施設活用の検討整理、教育課題解消のための活用方法の検討を進める中で、空調設備等の整備が必要となった場合には、改めて判断し対応することの答弁があった。しかし、既に部活動で使用している生徒の熱中症等を予防する観点や、教育目的として施設を使用する場合、避難所としての活用も考えられることから、空調設備等の整備が必要であることは明らかである。本市や他市の廃校跡地利用の成功例も鑑み、多様な市民に資する用途を含め、早急に検討をし、その結果、旧山田第五小学校屋内運動場を引き続き使用する必要があると判断された場合には、早期に空調設備を整備することとの意見を申し述べました。

以上で報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 議案第63号 吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更についてに対し意見を述べます。

旧山田第五小学校屋内運動場について、施設活用の方向性が確定した後、必要であれば空調設備設置を改めて判断するとの市の考えですが、現在、既に部活動で当該施設を使用している生徒の熱中症予防

が喫緊の課題であることや、令和8年度から生じる他校との教育環境の不平等等については看過できるものではありません。生徒にとって、その活動期間は試行錯誤の時間ではなく、一度きりのかけがえのない経験、時間です。

教育長答弁では、1年を待たずして割と早い時期にここを活用できる形態が見えてくるかもしれないとあり、ただらと検討する考えはないとの発言は、早期の決断も見込める前向きな内容であり、希望を持てるものでした。この答弁を重く受け止め、少しでも早く活用方法を検討、確定し、活用すると判断された場合は、教育施設として最大の効果を生み出す計画の下、早期に屋内運動場への空調の設備を設置することを要望します。

一方、当該施設は借用地に建設したものであり、学校の目的であればと、当時の津志長池水利組合や山田下自治会の方々の御厚意で池を埋め立てて、小学校として使わせていただいた経緯があります。長く使用させていただいたことに対しまして、本当に心より感謝申し上げますところでございますが、山五小学校が閉校したことで、学校としての役割を果たした今、これからの活用方法と賃借料についてしっかりと検討されなければなりません。年間約1,200万円の賃借料は、際限なく湧いて出てくるものではなく、市民の皆さんが納めてくださった税金が財源です。

だからこそ利用者にとって真に必要なものであれば、最大の効果を生み出すような活用を求めるとともに、真に必要なとは考えにくい場合には、借地の返還の決断も行うなど、総合的な検討を行っていただくことを求め賛成とします。

○矢野伸一郎議長 以上で討論を終わり、議案第63号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。

委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第63号は可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程5 議案第68号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託し、御審査願っておりまして、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 過日の本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託されました議案第68号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、指定認知症対応型共同生活介護事業所を運営する相手方法人が、介護給付費について過大請求を行っていたことにより生じた不当利得の返還を求める訴えを提起しようとするものであります。

委員からは

1 再発防止に向けた取組及び利用者保護の観点から、介護事業所の運営について適切な助言を継続して行う必要性

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第68号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第68号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。

委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第68号は可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程6 議案第69号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託し、御審査願っておりまして、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託されました議案第69号について審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、令和7年度吹田市一般会計補正予算案であり、歳入歳出それぞれ5億2,519万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,809億7,002万4,000円にしようとするものが主な内容であります。

各分科会での審査の後、本委員会において本案に対する反対意見が1件、その他の意見が2件あり、その意見の後に委員が4人退席し、続いて採決しましたところ、賛成者多数で議案第69号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

次に、別紙お手元に配付いたしてありますとおり、石川議員ほか3人から、令和7年度吹田市一般会計補正予算（第1号）の組替えを求める動議が提出されており、所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。

動議について提出者の説明を求めます。7番 石川議員。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 議案第69号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第1号）の組替えを求める動議につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

新型コロナワクチンについては、国による接種への助成事業が行われなくなった中、本市が負担する費用の予算を計上する際の費用対効果について、的確な検討が行われておらず、その有効性が確認でき

ていない。よって、新型コロナワクチン接種に関する予算のうち、自己負担免除世帯を除く世帯の本市負担に係る予算について削除されることを求める組替え動議を提出するものです。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、本動議に賛同いただきますようお願いいたします。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

動議について、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

議案第69号及び動議について一括して討論に入ります。意見を受けることにいたします。2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 議案第69号 令和7年度吹田市一般会計補正予算(第1号)について意見を申し述べます。

まず、南千里庁舎事務所棟跡地に保育所を整備するための土地の分筆に係る測量の委託料についてですが、土地を分筆するその理由と目的は、この土地は水路に面しているため公道設置要件が満たされておらず、開発申請をしても許可されないことから、土地の面積を500㎡未満にして開発逃れをするために土地を分筆するということだと、言わざるを得ないのですが、このような開発逃れと言わざるを得ないことを市が主導して行うのは、やってはならないことだと思います。水路をまたがなければ公道に出れない、といった土地は、吹田市内の随所にありますが、それらの土地の所有者さんたちが、吹田市もやっているのだからと、我も我もとといったことになるのではと思いますし、そうなれば水路の管理者も占用許可を出さざるを得なくなります。

また、そんなことが許されるのなら、公道設置要件を満たしている土地ならばなおさらのこと、500㎡未満に分筆して大手を振って開発逃れをする、そんなことが横行するのではと危惧いたしますが、民間の模範とならなければならない基礎自治体である市としてあるべき姿、持っていなければならない規範からは、かけ離れた愚行であると言わざるを得ません。考え直して思いとどまるべきと諫言いたしま

す。

それと、この当該地のすぐ近くで、佐井寺西土地区画整備事業の土地の造成工事が現在進められている、そのためにこの南千里庁舎事務所棟跡地を使いたいと土木部の地域整備推進室が手を挙げていたというのに、なぜ、それを押しのけて今回のような提案となったのか理解できません。

同じく土木部の車庫と倉庫は一体どうなるのでしょうか。土木部にとって手足も同然の車庫と倉庫を、いつまで放置しておくつもりなのですか。DRCを建てる時には当然お考えになっていたことであると思いますが、現在、漏水している箇所があるため、水を使いたいときは止水栓を開け閉めしなければならないと伺っており、老朽化が著しいのは明らかです。

同じ土木部の中の地域整備推進室でこの土地を使いたいという需要があった車庫と倉庫もどうするかということも、同じ土木部の問題ですが、いささか風通しが悪いのではないかと危惧いたしますので、急ぎ土木部内部で、この土地の需要や必要性をもっとしっかり吟味検討すべきと申し上げておきます。

あと、この土地に面している水路についてですが、DRCの整備のときには安全対策等として水路の整備も行われてきましたが、DRCよりも隣接している保育所のほうが安全対策が必要と私は考えます。早急に水路の整備を行いDRCの整備のときと同様に安全対策をしてください。加えて申し上げれば、上の川のように大阪府道として公道化することを強く求め、さすればまことの駅前の一等地となりますよと申し上げておきます。

なお、予算常任委員会において、複合的な公共施設として計画すべきといった指摘もあったと記憶しておりますが、その実現も可能だと考えます。

それと、吹田市こども計画では、吹田市をAとBとCの三つの区域に区分して、保育の提供量の算定や必要性を踏まえて保育所整備をしているにもかかわらず、主にB区域の千里山で不足しているから、C区域内の当該地に保育所を整備するという、もはや三つの区域割りの制度が破綻しているような発言が多くありましたが、吹田市こども計画を改めて検

話し直す必要があるのではないのでしょうか。同じことも計画の中でも、吹田市を六つの区域に区分している記述が多くありますし、他の分野での吹田市の区域分けは六つの区域がほとんどであり、六つの区域に区分しているのが、本市のスタンダードと言っても過言ではありませんので、三つの区域ではなく六つの区域で改めてお考えになるべきと申し上げておきます。

また、保育所利用者の方々へのアンケート等を実施したわけでもないのに、駅前だから便利だからといったニーズがあると言いながら、その御発言の根拠等をお示しになることはおできになれなかったようですが、第一希望は自宅の近くだというのがほとんどだと考えますので、まことの当事者皆様の御希望を、まずはしっかりと把握されることを強く求めています。

あと、今、不足していると言われている、B区域内にある公用地の一つである中消防庁舎跡地について、今議会では解体工事の契約案件として議案が上がっているところですが、予算常任委員会において、この土地に関する言及がありましたので申し述べます。

この中消防庁舎跡地の活用については、アクセス等から長期にわたり保育施設が安定的に経営できないという判断をしたと御答弁されておりましたが、当該地の前の豊中岸部線の道路整備が現在進行中であり、アクセスは今より格段に便利になるでしょうし、土地の価値もぐんと上がる、近い将来にはこの辺りはもっと大きくさま変わりすることは、ほぼ確実であることを申し添えて、もっと将来も見据えてお考えくださることを強く求めています。

それと、この中消防庁舎跡地は佐井寺中学校の隣にある土地ですが、高い擁壁が土地の奥と隣の二方にあり、その擁壁の上には佐井寺中学校の体育館があり、樹木、それも高木も植わっておりますので、擁壁の維持管理が今後も引き続き必要ですし、先日、現地を見に行った際に、補修が必要な思う箇所がありました。何せ高い擁壁なので遠目に見ただけで不確かではありますが、今後も佐井寺中学校がそこにある限り、この擁壁は市の責任で補修や維持管理

をしなければならないということは確実であります。この土地を売却して民間の所有になってしまえば、どうやってこの擁壁の補修や維持管理を行うのか。擁壁の補修や維持管理に協力することを売却の際の条件にしたならば可能かもしれませんが、その分、売却する価格は下がるでしょう。

しかしながら、さきに述べたように、近い将来、豊中岸部線が開通すれば、この土地を保有していることによる価値は十分見いだせますので、今、たたき売りのような売却をすることのなきよう強く求めています。

また、今回のように極めて短期間のうちに、今、更地だからといった、短絡的な用地の選定ではなく、例えばですが、B区域内にはまだまだ住宅転用可能地があります。テナントを活用した保育所整備もできますし、実際にそういったものもありますが、最も望まれる、本来整備しなければならない区域内をくまなく探索し、そのための協力を市民の皆様や民間企業の皆様にもお願いするなど、できることはたくさんあると思いますので、まずはやれることをやることから取り組んでいただきたいと強く求めています。

次に、新型コロナワクチン接種に関する費用の一部助成についてですが、今回は国からの補助がありました。国はもう補助しない、ワクチン接種の費用は出さないと決めている。なので、今回は市費独自で助成をするといったことだと思いますが、前回接種された方の人数やその内訳では、免除以外の方が約55%であることを鑑みると、接種総額の約3割が交付税措置されるとはいえども、交付税措置額を大きく上回る可能性は大です。市民にワクチン接種を暗に進めている。ともすればワクチンを接種しなければならないと受け取られかねないと危惧いたします。

なお、接種費用は各自治体の裁量に委ねられておりますので、他市でも接種できるように取り計らうとお考えですが、助成額を一律にすれば自己負担額を一律にすることはできないでしょうし、これまでの状況や実態の把握が不十分だということは、予算常任委員会の質疑において明らかとなりましたが、

今回提案されている一部助成の予算額を確定するに至る根拠も曖昧であり、受益と負担の公平性も担保、確保できないと言わざるを得ません。

行政の仕事、市の事業推進は基本的に継続性が求められますので、国がワクチン接種費用の補助は出さないと決めたから吹田市の助成金額を引き上げるんだというような、気概のような形で進めるのではなく、持続可能かどうかということを、まずはよく考えるべきです。

なお、予算常任委員会でも指摘申し上げておりますことと併せ、ワクチンに対する正しいエビデンスに沿った副反応など含めた周知に努めるとともに、十分に慎重に検討をするべきと申し上げ、先ほど提案がありました組替え動議には賛同いたしますが、本議案につきましては、今申し上げた予算が含まれておりますことから、賛同いたしかねますということをし述べ、本案に対する意見といたします。

○矢野伸一郎議長 25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 議案第69号 特定教育・保育施設等整備支援事業における南千里庁舎事務所棟跡地の活用についてにつきまして、大阪維新の会を代表して意見を申し上げます。

本議案は、民間による保育施設整備において不動産の確保が障壁となっている現状を踏まえ、増加する保育ニーズに迅速に対応するため、南千里庁舎事務所棟跡地の一部を活用し、保育所を誘致するための用地分筆に必要な測量費を盛り込んだものです。昨今の状況を鑑み、本提案については我が会派として理解するものであります。

一方で、本市が所有する公有地・公共施設などの利活用について、より大局的な視点から申し上げます。例えば、今回の定例会後に解体・撤去が予定されている中消防署跡地や、性質は異なるものの山五小学校跡地など、様々な公共施設の跡地活用については、もはや個別部署による対応にとどまるべきではなく、短期的な課題解決に加えて、長期的かつ全市的なビジョンと戦略の下で検討されるべき重要な政策課題であると考えます。

本市や大阪府が保有する公共跡地は、市民全体に

としての貴重な共有財産であり、その活用の方針は、将来世代に対する責任を伴う極めて重要な政策判断です。現状のまま場当たりの整備が続けば、南千里駅前という市内でも有数の一等地に、南側から保育園、病児・病後児保育施設、土木部の倉庫兼車庫棟、さらに保育園、消防署といった施設が、必要性に応じて次々に配置され、結果として秩序を欠いた雑然とした町並みが形成されるおそれがあります。このような進め方は、十分な検討に基づく都市戦略とは到底言えないと考えます。

また、先般2度目の環境影響評価提案に至った北千里駅前再開発事業の経緯も踏まえると、本市の将来を見据えた公共施設の再編や都市の再構築に対して、今こそ本腰を入れて取り組む必要があると強く認識しております。

市長並びに両副市長におかれましては、次世代を担う子や孫の世代が安心して暮らし続けられる、持続可能な吹田のまちづくりの実現に向けて、本市としての確かなランドデザインを描き、責任あるかじ取りを行っていただきますよう、ここに強く要望申し上げます。

以上を申し上げた上で、本予算案には賛成いたします。

○矢野伸一郎議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 参政党の久保直子です。議案第69号 吹田市令和7年度一般会計補正予算（第1号）について意見を申し上げます。

本予算中、新型コロナワクチン接種に関する予算の組替えを求める動議を提出する際、私も提案者として名を連ねさせていただきました。提出理由と内容は、先ほどの説明のとおりです。

予算常任委員会においては、予算計上の際には、mRNAワクチンの懸念事項や、同コロナワクチン接種後の市民の現状を調査し、同ワクチンの費用対効果の検証をして、市民の自己負担額を決定すべきであり、他市や他の定期予防接種の自己負担金の比較のみで決定した本予算の再検討を求めると、意見を申し上げました。

ワクチンを打って死亡した方は約1,000人。しか

し、実際はその何倍とも言われています。本市でも死亡認定された方もおられ、同ワクチン後遺症で苦しむ方も多数おられ、他の自治体でも危機感を持って実態把握に努めている中、助成額の決定権を持つ本市が、昨年度よりも市の助成額を増額し、約3億円もの市税を投入する本予算は、接種勧奨と捉えられるものです。

本市では、同ワクチンに対して、国が安全だと評価しているから安全だとの見解であり、安全性を検証するのは国の仕事だ、また、接種目的は重症化予防だとの御答弁でした。市長においては、御質問にあるような特段の心配はないということを市民に伝えるという御答弁でした。

今年度の定期接種において、多い人では9回目の接種にもなります。そんな中、ついに本年6月15日、東京理科大学の村上康文教授らの研究チームは、接種者1万8,000万回分のデータベースから、ワクチン接種の回数が多ければ多いほど死亡時期が早まること、また、最後の接種から三、四か月後に死亡件数が激増することを分析しました。繰り返し接種することで死亡時期が早まるのでは、重症化予防にもならないということです。

次に、国が安全だということに信頼性が全くないということを申し上げます。

コロナ禍、ワクチン接種しない人は非国民の扱いでした。当時打つ、打たないで国民は分断、子供たちは行動も制限されて修学旅行に行けない、卒業式にも出られないなど、犠牲をたくさん負わされてきました。高齢者への感染予防のためと接種の努力義務を課してきたにもかかわらず、本年6月20日の記者会見で福岡大臣は、若者の接種勧奨はしていないと発言されました。さんざん国民に打たせておいて、都合が悪くなれば平気で手のひらを返した発言をする、これが今の政府です。

ワクチン接種をし、死亡した子供は、1歳の子供から10代の子供まで多数おり、ワクチン接種後に苦しむ子、長期間にわたり接種前の日常生活に戻れない子供がいます。もともとは元気な子供たちです。どこに行ってもワクチンとの因果関係は不明だと言われ、不安や抑鬱状態も重なり、非常に複雑な病状

を呈しているのが現状です。

また、厚労省の説明では、同ワクチン接種後、約2週間以内でほぼなくなるとされていたスパイクタンパクが、本年2月、イエール大学の岩崎教授の研究では、約2年たっても体内に残り続け、それがワクチン後遺症の原因になっている可能性があるとして発表されました。6月24日、これについて記者に言及された福岡大臣は答弁を避けたり、妊娠中のワクチン接種は、流産・死産・先天異常等の問題を引き起こすことが明らかになると、昨日の7月1日、福岡大臣は、現在、厚労省としては妊婦のコロナワクチン接種は推奨していないと答えていることから、政府は信頼できないと言えます。

市民の皆様は、だまされないよう、ごまかされないよう、自分から情報を取り、情報リテラシーを高めていただきたい。誰かのお金もうけのために市民の命や健康、人生を犠牲にし、税金の無駄遣いをしているはずはありません。そして、このようなパンデミックは繰り返されるものなのです。

これ以上被害者の数を増やしたくないという思いから、これまでも本会議や委員会において、私は繰り返し同ワクチンの危険性を訴え続けてまいりました。以上のような情報を得ながらも、なお検証しないまま計上された本予算を認めることはできないということを申し上げて、私の反対討論といたします。

○矢野伸一郎議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 議案第69号 2025年度（令和7年度）吹田市一般会計補正予算（第1号）及び議案第69号 2025年度（令和7年度）吹田市一般会計補正予算（第1号）の組替えを求める動議について、一括をして意見を申し上げます。

今回の補正予算では、今年の10月から新型コロナワクチン接種実施に当たっての事務や、高齢者などの方に対し、接種費用の自己負担を8,000円に抑えるための予算の提案です。

2023年、政府が新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけを5類に変更をしてからも、感染拡大のときには発熱外来の予約が取れなくなるなど、医療が逼迫する事態が発生をしています。政府は2024年3月末、

5類移行後も続けてきた抗ウイルス薬の自己負担軽減や診療報酬の特例の経過措置を打ち切りました。その後も、新しい株への置き換えに伴って、全国的に感染が急拡大し、各地で救急・入院体制の困難が生じ、現場からは医療崩壊への懸念が出される事態となりました。医療の逼迫を防ぐためには、重症患者が増えるのを抑えることが必要ですが、2024年3月末の自己負担軽減措置の打ち切りにより、新型コロナの経口による抗ウイルス薬は、処方1回当たり、3割負担の場合で3万円程度の窓口負担が発生するようになっており、窓口での高額な負担を理由に薬の処方避ける傾向が生まれている状況です。

新型コロナワクチンの接種は、高齢者や基礎疾患のある人を重症化から守る重要な手段ですが、2024年10月から始まった定期接種の枠組みでは、自治体によって異なるものの、自己負担が発生する状況となっています。高齢者の方や障がいのある方が、感染すれば重症化し、感染したときに入院が困難な方もおられます。経済的負担から接種を諦める人がないよう、国が補助を打ち切っても、負担軽減を自治体独自で行うということは必要なことであると考えます。

ワクチンの有効性・安全性について、新たな知見・エビデンスも含めて情報提供を行い、疑問に答えることを国に求めつつ、ワクチン接種後に起こっている有害事象や救済制度についての正確な情報を市として伝えるとともに、救済制度が必要になった方については、申請についての援助も含め、相談に乗ることができる体制を保健所に設けられるよう求めています。

次に、土木部事務所があった南千里庁舎跡地の保育所の誘致についてです。

待機児童対策としての対応ということは理解はしますが、敷地の面積が500㎡弱と狭いことにより、園庭などの確保が難しくなります。また土木部の車庫・作業などとの通路の共用など、安全対策が必要となります。待機児童対策が進むよう、増え続ける保育ニーズに添えていくようにしてください。

また、今回保育所整備が必要な千里山・佐井寺を含むB区域でなく、隣接しているとはいうものの、

ニュータウンのC区域での誘致となります。市がこども計画の中で設定している教育・保育提供区域での待機児童解消となるように、土地の確保が難しいとされているB区域、特に千里山・佐井寺地域での保育所整備が行われるよう求めます。

以上を意見とし、議案第69号原案に賛成をし、議案第69号に対する動議には反対いたします。

○矢野伸一郎議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 ただいま上程中の、議案第69号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第1号）並びに本予算案に対して提出された組替え動議について、吹田党議員団を代表して意見を述べます。

本議案は、予防接種事業における令和7年度新型コロナワクチン接種事業について、今年度は国から助成事業を実施しない方針が示されたことから、本市が独自に負担する接種委託料等を計上するものです。

ところが、議案質疑・委員会質疑を通じて、費用対効果の検証が十分に行われておらず、有効性も確認できていないことが明らかになりました。そのため、自己負担免除世帯を除く接種費用の市負担分を削除するよう求める動議が提出されています。

私が独自に議事録や公開資料を調査した限り、B類定期接種全体を通じて市負担分の削除や縮減を求める組替え動議が提出された例は、近年の新型コロナワクチンをめぐる審議で僅かに数件確認できただけであり、このたびの動議に対しては極めて重く受け止めていただきたいと思います。私たちはイデオロギーに左右されることなく現実を直視し、市民の命と本市財政を守るためにこそ、本予算案を見直すべきだと考えます。

第1の論点は費用負担です。接種1回当たり約1万6,000円という高額なコストがかかり、市は生活保護世帯や市民税非課税世帯だけでなく、一般世帯についても費用の約半額を負担しようとしています。予算常任委員会でも御説明したとおり、接種率見込み32%、接種者数およそ3万人を用いて国の公的データを参照し、高い重症化率で試算しても、本市で防げる重症者は数十人にとどまります。つまり、

市が負担する約2億8,900万円は、重症化予防1人当たりには換算すると1,500万円を超える可能性があるということです。接種率や費用を踏まえると、受益と負担の公平性や世代間の負担の在り方にも重大な疑義が生じます。地方交付税で自己負担免除世帯分の一部を補填できたとしても、市の一般財源から拠出する額が大きいという事実は変わりません。

第2の論点は新型コロナウイルスそのものです。世界の多くの国では早くからCOVID-19やコロナウイルスと呼ばれていますが、日本ではいまだに新型という語を用い、不安を必要以上に喚起しているのではないのでしょうか。重症化率は年々低下し、3年前の第7波の時点で季節性インフルエンザを下回っていました。高齢者の健康を守るために優先すべき施策はほかにも数多くあります。国が助成を打ち切ったワクチンに、インフルエンザワクチンの数倍もの費用を投じ、市が単独で多額の負担を行う合理性は見当たりません。

そして何より重視すべきは、新型コロナワクチン接種に伴う健康被害です。このワクチンは令和3年2月14日に特例承認された遺伝子製剤であり、従来のワクチンの定義に収まらない新薬です。本来なら厳格な事後検証が求められるにもかかわらず漫然と使用が続けられ、B類定期接種に位置づけられています。令和7年5月30日現在、健康被害救済制度の受理件数は1万3,694件、認定件数は9,171件、そのうち死亡一時金・葬祭料の認定は1,018件に達しました。過去約45年間で、他の全てのワクチンによって認定された死亡は約150件にすぎないことを考えれば、この数字の重みは明白です。この認定件数は、被害の氷山の一角であることを考えれば、なおのことです。

失われた命と健康は取り戻せません。行政と政治が接種を勧奨した結果、本来失われる必要のなかった命まで奪われている事実、お元気な方や子供たちまで含めた命が奪われた。今年度の予防接種の対象の御高齢の方においても、接種後すぐ、または早期に死亡に至った事例まで多数報告されています。こういった事実を、私たちは真摯に受け止めなければいけません。私自身も医師としての経験や責任をか

けて申し上げても、この健康被害は史上最悪の薬害と呼ぶに値します。

御説明してきたとおり、費用対効果が著しく低く、しかも看過できないリスクを伴う事業に対し、本市が独自に約2億8,900万円もの予算を計上するということを簡単に容認することはできないため、我々は事業の設定根拠、費用対効果、見直し基準、事業間の優先度、さらには北摂地域だけでなく全国の他自治体との比較など、必要な観点から説明を繰り返し求めてきましたが、十分な回答は得られていません。そのため、新型コロナワクチン接種に関する予算の一部の削除を求める動議について、賛成するものです。もし皆様の御判断で当該動議が否決された場合であっても、少なくとも次の点を強く要望いたします。

第1に、接種後に被害を受けた市民への誠実かつ丁寧な支援。

第2に、市民が知るべき情報の積極的かつ正確な提供。

第3に、新型コロナワクチンをB類定期接種とする制度の妥当性について国に見直しを協議すること。

第4に、来年度以降、市独自負担による同様の予算計上を行わないこと。市長が答弁で述べられた精いっぱい努力するという言葉を、具体的な行動で示していただきたいと存じます。

なお、今回の補正予算には、ほかにも重要な事業が含まれています。ワクチン接種に関する予算の一部の削除を求める、令和7年度吹田市一般会計補正予算（第1号）の組替えを求める動議に賛成いたしますが、仮にこの動議が否決された場合には、ほかの重要な予算の必要性を考慮し、議案第69号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第1号）には賛成といたします。

○矢野伸一郎議長 以上で討論を終わり、議案第69号及び動議を採決いたします。

まず、動議について採決をいたします。

動議に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者少数であります。よって、動議は否決されました。

次に、議案第69号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。

委員長報告どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、議案第69号は原案どおり可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程7 議案第70号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託されました議案第70号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、令和7年度吹田市介護保険特別会計補正予算案であり、歳入歳出それぞれ255万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ343億4,029万1,000円にしようとするものであります。

分科会での審査の後、本委員会において本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第70号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第70号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。

委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案どおり可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程8 議案第51号、議案第59号、議案第64号及び議案第67号を一括議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、理事者の説明がありましたので、ただいまから質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。

本件については委員会付託を省略し、即決いたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略し、即決することにいたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第51号、議案第59号、議案第64号及び議案第67号を採決いたします。

本件について承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第51号、議案第59号、議案第64号及び議案第67号は可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程9 議案第73号を議題といたします。

理事者の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま御上程いただきました議案第73号 吹田市固定資産評価員の選任につきまして、御説明を申し上げます。

追加議案書の5ページを御覧いただきたいと存じます。

7月1日付をもって辞任されました中川明仁固定資産評価員の後任につきましては、遠藤修一税務部

次長の兼任といたしたく、御提案をするものでございます。

同氏は、議案書6ページから7ページにかけてお示しいたしております経歴書にもあるように、平成6年（1994年）に本市に就職以来、税務部資産税課長等を歴任し、令和7年4月からは税務部次長として立派にその職責を果たし、人格・識見ともに本市固定資産評価員として最適の方と考え、御提案をするものでございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第73号を採決いたします。

本件について同意いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第73号は同意されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程10 市会議案第11号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 ただいま上程されました市会議案第11号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第11号は、政府及び国会に対し、マイナ保険証への原則一本化を見直し、従来の健康保険証の存続を求める意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきましてよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、市会議案第11号を採決いたします。

本件について原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者少数であります。よって、市会議案第11号は否決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程11 市会議案第12号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 ただいま上程されました市会議案第12号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第12号は、政府及び国会に対し、物価高騰の緊急対策として消費税の税率の引下げを求める意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきましてよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、市会議案第12号を採決いたします。

本件について原案どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、市会議案第12号は原案どおり可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程12 市会議案第13号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。7番 石川議員。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 ただいま上程されました市会議案第13号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第13号は、政府及び国会に対し、国による学校給食無償化に際し、給食の質や量を確保するための十分な予算措置等を求める意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきましてよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、市会議案第13号を採決いたします。

本件について原案どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、市会議案第13号は原案どおり可決されました。



○矢野伸一郎議長 次に、日程13 市会議案第14号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 ただいま上程されました市会議案第14号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第14号は、大阪府に対し、万博記念公園駅前周辺地区活性化事業の一体的な計画に基づく環境影響評価の実施等を求める意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきましてよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、市会議案第14号を採決いたします。

本件について原案どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、市会議案第14号は原案どおり可決されました。



○矢野伸一郎議長 以上で日程は終了いたしました。

閉会に先立ち、市長の挨拶を受けることにいたします。市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 5月定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

今回御提案をいたしました諸議案につきまして、本日追加提案をさせていただきました人選案件も含め、原案どおり御可決を賜りお礼を申し上げます。

御審議の中で頂きました御意見、御指摘につきましては、今後の市政運営の参考とさせていただきますと存じます。

議員各位におかれましては、市政発展のための御活躍を祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○矢野伸一郎議長 5月定例会を閉じるに当たり、私からも一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては一般質問を行わず、議案審議に重点を置いた運営を試行的に行いました。そのような中、委員会での審査を含め、様々な視点で熱心に御審議をいただき、また役員改選に当たりましては、殊のほか御苦勞をおかけいたしました。おかげをもちまして、本日、閉会の運びに至りました。ここに厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、本日の会議を閉じるとともに、5月定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（午前11時6分 閉会）



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	矢野伸一郎	
吹田市議会議員	益田洋平	
吹田市議会議員	梶川文代	
吹田市議会議員	西岡友和	